

姫路市公告第 130号

令和 5年 4月14日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

可燃ごみ等収集運搬業務（中エリア）委託、可燃ごみ等収集運搬業務（西エリア）委託及び可燃ごみ等収集運搬業務（東エリア）委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札であり、入札に関する手続については姫路市電子入札実施要綱（平成18年4月1日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

ア 可燃ごみ等収集運搬業務（中エリア）（以下「中エリア業務」という。）

イ 可燃ごみ等収集運搬業務（西エリア）（以下「西エリア業務」という。）

ウ 可燃ごみ等収集運搬業務（東エリア）（以下「東エリア業務」という。）

(2) 業務場所

中エリア業務、西エリア業務及び東エリア業務に係る特記仕様書記載の地区

(3) 業務期間

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

(4) 業務内容

可燃ごみ等収集運搬業務委託共通仕様書並びに中エリア業務、西エリア業務及び東エリア業務に係る特記仕様書のとおり

(5) 最低制限価格

無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当していない者であること。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 法人格を有する者

イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「廃棄物処理」の詳細業種「一般廃棄物（収集・運搬）」又は「その他」のいずれかにおいて、登録がある者

ウ 姫路市税（納税義務がある場合に限る。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者

エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において

更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。) になされていない者(国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てになされていない者(国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。)

カ 以下の(ア)から(ウ)までのいずれかの要件に該当する者であること。

(ア) 姫路市の一般廃棄物処理業(収集運搬業)の許可(取扱廃棄物の種類に「じん芥」を含み、営業の区域が「姫路市域(家島、夢前、香寺及び安富町域を除く。)」であるものに限る。)を有し、当該許可に他の条件が付されていないこと。

(イ) 姫路市(家島、夢前、香寺及び安富町域を除く。)において、平成23年度以後に受託した可燃ごみ、プラスチック製容器包装、ミックスペーパーの3品目の家庭系ごみ収集運搬業務の受託実績を有すること。

(ウ) (ア)の要件を満たす組合員のみで構成された中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合又は同条第4号に規定する企業組合であること。

キ 業務の履行に必要な廃棄物の収集及び運搬の用に供する塵芥車又はダンプ車(自動車検査証等で使用権原を確認することができるものに限る。)を、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に掲げる台数を現に保有している(リース、賃貸借等によるものを含む。)こと。この場合において、台数の算定は、別紙1及び別紙2に定めるところによる。

(ア) 中エリア業務 18台。ただし、塵芥車14台以上とする。

(イ) 西エリア業務 18台。ただし、塵芥車15台以上とする。

(ウ) 東エリア業務 22台。ただし、塵芥車17台以上とする。

ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第7条第5項第4号に該当しないこと。

ケ 入札に参加しようとする者の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する関係がない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）

）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）

と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和5年（2023年）4月21日まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる全ての書類を持参又は郵送により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般 競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 第2項第3号ウに規定する税目について未納がないことの納税証明書（公告日以後に取得したものの原本）

ウ 第2項第3号カ(ア)から(ウ)までに該当することを証する次のいずれかの書面

(ア) 姫路市一般廃棄物処理業許可証（収集運搬業）の写し

(イ) 平成23年度以後に受託した家庭系ごみ収集運搬業務に係る契約書（複数の受託実績がある場合、直近年度のもの）の写し

(ウ) 中小企業等協同組合設立認可書及び全組合員の姫路市一般廃棄物処理業許可証（収集運搬業）の写し

エ 収集運搬器材一覧表（様式第2号）

オ 第2項第3号クに該当しないことに関する申立書（様式第3号）

カ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）

令和5年1月14日以後に発行されたもの

キ 関連企業申告書（様式第4号）

ク 誓約書（様式第5号）

(2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が確認できるものに限る。）
受付期間	令和5年（2023年）4月14日から同月21日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日は午後4時まで）（郵送の場合にあっては、令和5

	年（2023年）4月21日午後4時必着とする。）
申込書の提出先	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 環境局美化部リサイクル課（以下「リサイクル課」という。） ）（姫路市役所 東館3階）

- (3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和5年（2023年）4月25日を目途に、競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。確認通知書は、制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）に記載のあったメールアドレスへ送付する。
- (4) 入札参加資格があると認めた参加希望者には、確認通知書に電子入札のID及びパスワードを記載する。
- (5) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (6) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和5年（2023年）4月28日16時までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を、書面又は電子メール（送信先：recycle@city.himeji.lg.jp）にて、リサイクル課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (7) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (8) 提出された書類は、返却しない。

5 質問

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、質問書（様式第6号）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は、質問に係る業務の区分に応じ、「質問書 可燃ごみ等収集運

搬業務（中エリア）」、「質問書 可燃ごみ等収集運搬業務（西エリア）」又は「質問書 可燃ごみ等収集運搬業務（東エリア）」とすること。質問書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

なお、質問を行うことができるのは、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した者に限る。

質問受付期間	公告の日から令和5年（2023年）4月28日 16時まで
送信先	recycle@city.himeji.lg.jp
回答方法	令和5年（2023年）5月9日9時までに姫路市ホームページに掲載する。

6 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	公告の日から令和5年（2023年）6月12日まで
契約条項を示す場所	リサイクル課

7 入札及び開札の日時及び場所

本公告の入札は、次に掲げる順に行うものとする。

(1) 中エリア業務

入札日時	令和5年（2023年）5月17日9時から同月18日16時まで
開札日時	令和5年（2023年）5月19日9時

(2) 西エリア業務

入札日時	令和5年（2023年）5月24日9時から同月25日16時まで
開札日時	令和5年（2023年）5月26日9時

(3) 東エリア業務

入札日時	令和5年（2023年）5月31日9時から同年6月1日16時まで
開札日時	令和5年（2023年）6月2日9時

8 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金を納付すること。ただし、姫路市契約規則第29条第1項（昭和62年姫路市規則第29号）に該当する場合、契約保証金の納付を免除することがある。

9 スケジュール

期日等	内容
令和5年4月14日（金）	入札の公告、仕様書等の提示
令和5年4月14日（金）	一般競争入札参加申込の受付開始
令和5年4月21日（金）午後4時	一般競争入札参加申込の受付締切
令和5年4月25日（火）頃	確認通知書の送付
確認通知書受領後	質問の受付開始
令和5年4月28日（金）午後4時	質問の受付締切
令和5年5月9日（火）午前9時	質問に対する回答
令和5年5月17日（水）午前9時から 同月18日（木）午後4時まで	中エリア業務の入札
令和5年5月19日（金）午前9時	中エリア業務の開札
令和5年5月29日（月）	中エリア業務の契約締結（予定）
令和5年5月24日（水）午前9時から 同年5月25日（木）午後4時まで	西エリア業務の入札
令和5年5月26日（金）午前9時	西エリア業務の開札
令和5年6月5日（月）	西エリア業務の契約締結（予定）
令和5年5月31日（水）午前9時から 同年6月1日（木）午後4時まで	東エリア業務の入札

令和5年6月2日（金）	東エリア業務の開札
令和5年6月12日（月）	東エリア業務の契約締結（予定）

10 現地確認について

- (1) 入札書作成に当たり、事前に可燃ごみステーション等の現地確認を行う場合は、可燃ごみステーションの参考図を貸し出すので、参考図書貸出申出書にて申し出ること。なお、当該参考図は、令和5年3月末時点の内容であることから、ステーションの漏れやズレが含まれるため、参考として見込むこと。
- (2) 現地確認を行うことができるのは、入札参加資格を有すると認める旨の確認通知書を受領した者（以下「有資格者」という。）に限る。
- (3) 現地確認に際して質問がある場合は、必ず第5項の質問により行うこと。

11 入札参加資格に関する留意事項

- (1) 本公告の入札について、同一の者が中エリア業務、西エリア業務及び東エリア業務のいずれにも参加することができる。ただし、同一の者が落札することができる業務は2件までとし、中エリア業務及び西エリア業務を落札した者は、東エリア業務の入札に参加することができない。
- (2) 本公告の入札は、第7項に掲げる順に行い、1件の業務に係る落札者を決定した場合において、当該落札者が他の業務の入札に参加しているときは、当該他の業務の入札に係る入札参加資格のうち、第2項第3号キの車両の台数について、当該落札者が保有する台数から中エリア業務の落札者にあつては14台、西エリア業務の落札者にあつては15台を差し引くものとする。
- (3) 前号の規定により、西エリア業務及び東エリア業務に係る第2項第3号キの入札参加資格を満たさなくなった者は、それぞれの入札に参加することができない。この場合において、中エリア業務及び西エリア業務に係る落札者の決定後、その旨を通知するものとする。
- (4) 前3号の規定による入札参加資格の取扱いについて、別紙2に例示する。

1 2 入札に関する事項

(1) 入札方法等

入札の方法は、電子入札システムによる電子入札とする。詳細については、入札参加資格があると認めた参加希望者に、確認通知書と併せて送付する。

(2) 入札に関する条件等

ア 入札書に必要な事項を入力するとともに、電子入札システムにより送信すること。

イ 郵便による入札及び電話による入札は、認めない。

ウ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額（月額）の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。入札書に入力した金額に、60を乗じたものに、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を契約金額とする。

エ 電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

オ 入札金額その他入力が必要な事項が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。

カ 電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。

キ 入札書に記載する金額は千円単位とすること。

(3) 入札の辞退に関する事項

ア 入札参加者は、入札締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に限り、辞退届を電子入札システムにより送信して入札を辞退することができる。ただし、電子入札システムにより辞退届を送信した後は、辞退届の撤回をすることはできない。

イ 入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、電子入札システムによる前号の辞退届の送信もない入札参加者は、入札締切日時を経過した時をもって当該入札を辞退したものとみなす。この場合においては

、開札後、書面による 辞退届をリサイクル課に提出すること。

(4) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

1.3 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (5) 再度入札における入札金額が、初回の入札の最低金額（前号により無効となった場合の入札を除く。）と同額又はこれを超えた入札
- (6) 前項第2号オからキまでに規定する入札に関する条件等に違反する入札

2 第2項第3号ケに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

1.4 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札シス

テム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札者を決定する。電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを辞退することはできない。

- (3) 落札者への連絡は口頭、電話、FAX又は電子メール等により通知するものとする。

1.5 再度入札に関する事項

- (1) 再度入札の回数は1回とし、初回の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札の入札書提出期間、開札日時及び初回の入札の最低金額は、再入札通知書に記載する。

1.6 その他

- (1) 提出する書類の作成経費、旅費等の諸経費は、参加者の負担とする。
- (2) 予定価格は、非公表とする。
- (3) 落札者が、正当な理由なく辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 入札参加者は、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、手続の進行状況を確認すること。
- (6) 入札の結果については、全ての入札者について公表する。
- (7) 電子入札システムの運用時間は、午前9時から午後8時とする。ただし、本市の休日は終日利用できない。また、電子入札システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。
- (8) 落札者は、契約の締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出しなければならない。

- (9) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (10) 電子入札の手續に関する情報の提供を行う必要があるときは、電子入札システムの情報公開機能及びホームページ等で提供するものとする。なお、入札参加者が前項の情報を閲覧しなかったことにより被った不利益についての異議は一切認めないものとする。
- (11) 本契約手續において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (12) 本業務の契約約款（案）は、別に示すとおりとする。

1 7 担当課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

リサイクル課

電 話 079-221-2404

F A X 079-221-2408